

令和8年度棚田地域活性化業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度棚田地域活性化業務委託

2 目的

美しい日本の原風景である棚田は、食料生産の重要な現場であることに加え、災害防止や水源涵養、生物多様性など、多面的な機能を有しています。

一方で、棚田が多く分布する中山間地域は、人口減少による過疎化や高齢化等により、担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻です。地域住民だけでは棚田を維持していくことが困難な状況となっているため、地域外の多様な主体の参画による棚田の維持、保全活動が期待されています。

昨年度、三重県内において、棚田保全団体と大学生を対象とするヒアリング調査を実施した結果、全国と同様、三重県の棚田地域においても耕作放棄地が増加しており、棚田保全団体は若い担い手を強く望んでいること、大学生においては、単に農業体験を楽しむだけでなく、農業の厳しさを肌で感じることで、「この苦労に見合う価値（価格）を世間に伝えたい」という、情報発信やブランディングにも強い意欲を持っていることが明らかとなりました。

したがって、今年度は、棚田地域と若者が継続的に関与するような、地域側のニーズを踏まえた具体的な体験を軸とした取り組みを実施することとし、大学生が単なる「手伝い」ではなく主体的に取り組むことで、両者の継続的な交流、関係人口の拡大、地域活性化を図り、もって、地域の貴重な財産である棚田を守り、次世代に引き継いでいくことを目指します。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金曜日）まで

4 業務内容

棚田地域と若者との継続的な交流及び地域活性化を目的として、両者の協働による県内棚田地域の休耕田を活用した水稻栽培を実施するため、以下の（1）から（7）の業務を実施します。

（1）実施地域及び受け入れ団体

- ・実施地域：西山の棚田（伊賀市西山）
- ・受け入れ団体：西山の棚田地域振興協議会

（2）参加者の対象及び人数

- ・参加者は、地域づくりや地域の活性化等に関心がある県内の大学生（短期大学生及び大学院生も含む）とすること。
- ・参加者については、受託者において確保すること。
- ・参加人数は、延べ20名以上とすること。
- ・受託者は、あらかじめ参加者から次の了解を得ること。

○参加者の住所、氏名、所属、事業実施後のアンケート回答を受託者が三重県に伝えること。

○三重県は、棚田の維持保全及び棚田地域の活性化のため、上記の情報を収集するものであること。

(3) 水稻栽培の実施

①受け入れ団体及び参加者との調整

- ・受託者は、上記（1）の実施地域における受け入れ団体及び上記（2）で決定した参加者と事前に打合せを行い、水稻栽培の実施に向けて必要な調整を行うこと。

②作業内容及び回数

- ・各時期の作業内容は別紙のとおり。
- ・受託者は、具体的な作業日程について、棚田地域と参加者の双方と協議の上、決定すること。
- ・作業回数は10回以上とすること。
- ・受託者は、参加者が単なる「手伝い」として関わるのではなく、自ら考え、主体的に取り組み、棚田地域と関わることでやりがいを感じられるような活動になるよう必要なサポートを行うこと。
- ・受託者は、参加者と受け入れ団体との積極的な交流を図ること。
- ・受け入れ団体の具体的な連絡先については、三重県と受託者が本業務の契約を締結した後、三重県から受託者に伝えるものとする。

(4) 収穫物を活用した情報発信

- ・収穫した棚田米については、参加者が地元のイベント等において、来場者を対象とするPR活動に活用し、棚田米及び棚田地域の情報発信を行うこと。

(5) アンケートの実施

- ・上記（3）及び（4）の実施後、受け入れ団体と参加者の双方へアンケート及びヒアリング等を行い、協働活動の効果や課題等を把握すること。

(6) 今後の取組展開方向の検討

- ・棚田地域と若者の協働活動の継続的な実施に向けて、次年度以降の取組展開方向について三重県へ提案すること。

(7) その他

①安全対策

- ・協働活動は、安全に十分配慮して実施すること。また、活動中の事故、怪我等に備えて、参加者全員に傷害保険へ加入させること。保険料については、委託費に含めること。

②活動に必要な経費

- ・資材（農薬、肥料）購入費、ほ場借り上げ料、農作業労賃（受け入れ団体の農業者へ支払う日当）については、委託費に含めること。
- ・参加者が水稻栽培を実施するために必要となる旅費や消耗品費等については、委託費に含めること。
- ・参加者の送迎が必要な場合は、受託者が行うこと。ただし、飲食にかかる経費については、委託費に含めないこと。

③活動記録資料

- ・当該事業で作成された資料、写真等は、県において二次使用する可能性があるため、事前に参加者、受け入れ団体の了解を得るとともに、写真や動画について第三者の写りこみ等が無いようにすること。

5 三重県に納品する成果品

- 受託者は、契約期間内に、「業務完了報告書」を作成し、三重県へ提出すること。

- (1) 提出形式
 - ・電子データ（Word、Excel 等で作成）
- (2) 業務完了報告書の内容
 - ・参加者の氏名、所属先（学校、会社、団体等）
 - ・本業務において行った協働活動の内容

6 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- (3) 委託期間内においては、必要に応じてその都度、三重県との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。オンラインの活用も可能とする。
- (4) 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作権人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 上記（4）にかかわらず、成果品のうち、参加者が著作者であるものについては、当該参加者が引き続き著作権を有する。
- (6) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので、留意すること。
- (8) 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害が三重県の責めに帰すべき事由による場合においては、三重県がその費用を負担するものとし、その損害額は、三重県と受託者が協議して定める。
- (9) 三重県は必要に応じ、受託者に対し状況確認を行うことができるものとする。
- (10) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が、上記（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関

係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

- (3) 契約締結権者（三重県）は、三重県会計規則（以下、「規則」という）第80条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (4) 契約締結権者（三重県）は、受託者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収する。
- (5) 契約締結権者（三重県）は、受託者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収する。
- (6) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによる。規則は、以下のURLからご参照ください。

[三重県ホームページ「三重県法規集」]

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=28&fromJsp=SrMj>